

3 施設サービス

(1) 現状及び今後の方針

【現状】

平成 29 年 7 月の施設サービス利用者のうち、「介護老人保健施設」利用者が 511 名（53.6%）で最も高く、次いで「介護老人福祉施設」利用者が 407 名（42.7%）となっており、「介護療養型医療施設」利用者は 35 名（3.7%）となっています。

また、利用者の要介護度をみると、「介護老人福祉施設」利用者の 90.4%が要介護 3 以上ですが、「介護老人保健施設」利用者では 68.3%です。また、「介護療養型医療施設」利用者では要介護 4 以上の重度者が 9 割を占めています。

(表 4-32) 主な施設サービスの利用状況(平成 29 年 7 月実績)

| 区 分 | | 介護老人福祉施設 | | 介護老人保健施設 | | 介護療養型医療施設 | |
|------------------|-------|----------|--------|----------|--------|-----------|--------|
| | | 利用者数 | 構成比 | 利用者数 | 構成比 | 利用者数 | 構成比 |
| 要 介 護 度 | 要介護 1 | 21 人 | 5.2% | 47 人 | 9.2% | 0 人 | 0.0% |
| | 要介護 2 | 18 人 | 4.4% | 115 人 | 22.5% | 1 人 | 2.9% |
| | 要介護 3 | 108 人 | 26.5% | 120 人 | 23.5% | 2 人 | 5.8% |
| | 要介護 4 | 147 人 | 36.1% | 147 人 | 28.7% | 18 人 | 51.4% |
| | 要介護 5 | 113 人 | 27.8% | 82 人 | 16.1% | 14 人 | 39.9% |
| | 合計 | 407 人 | 100.0% | 511 人 | 100.0% | 35 人 | 100.0% |

【今後の方針】

① 介護医療院等の整備

介護療養型医療施設は、平成 24 年 4 月以降新たな指定は行われませんでした。今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、病院又は診療所から介護医療院への転換の状況を確認しながら、新たに介護保険施設に創設される介護医療院及び介護老人保健施設等の整備を検討していきます。

② サービスの質の向上

介護相談員派遣事業などを活用し、各介護保険施設との定期的な情報交換を行い、施設サービスの充実などサービスの質の向上に努めます。

(2) サービス別見込量

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事、入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。

【第6期計画の達成状況】

平成29年11月に1施設（80床）開所するため、平成29年度の利用者は徐々に増となる見込みです。

なお、市内の施設数は7施設で、ベッド数は410床となります。

(表 4-33)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 整備数（床） | 330 | 330 | 410 |
| 計画の見込量（人/月） | 402 | 402 | 482 |
| 利用実績（人/月） | 412 | 405 | 408 |
| 達成率 | 102.4% | 100.7% | 84.6% |

※ 平成29年度は見込量。

【サービスの見込量】

介護老人福祉施設については、平成29年度中に1施設（80床）が新規に開所することから、平成30年度の利用者数は増加すると見込みます。

(表 4-34)

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 2019年度 | 平成32年度 2020年度 |
|-------------|--------|------------------|------------------|
| 整備数（床） | 410 | 410 | 410 |
| 計画の見込量（人/月） | 457 | 462 | 477 |

| 区分 | 平成37年度 2025年度 |
|-------------|------------------|
| 整備数（床） | 410 |
| 計画の見込量（人/月） | 550 |

②介護老人保健施設

在宅への復帰を目標として、要介護者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

【第6期計画の達成状況】

計画の見込量に対する、利用実績は平均93.7%でした。
なお、市内の施設数は6施設で、ベッド数は519床です。

(表 4-35)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 整備数(床) | 519 | 519 | 519 |
| 計画の見込量(人/月) | 535 | 546 | 561 |
| 利用実績(人/月) | 507 | 510 | 522 |
| 達成率 | 94.7% | 93.4% | 93.0% |

※ 平成29年度は見込量。

【サービスの見込量】

介護老人保健施設の利用については、地域医療構想の療養病床数との関連で、今後増加していくものと見込みます。

(表 4-36)

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 2019年度 | 平成32年度 2020年度 |
|-------------|--------|------------------|------------------|
| 整備数(床) | 519 | 519 | 540 |
| 計画の見込量(人/月) | 521 | 521 | 541 |

| 区分 | 平成37年度 2025年度 |
|-------------|------------------|
| 整備数(床) | 640 |
| 計画の見込量(人/月) | 693 |

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理，看護，医学的管理下の介護等の世話，機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。

なお，平成 24 年 4 月以降新たな指定は行われていません。

【第 6 期計画の達成状況】

利用実績は計画を上回りました。

なお，市内の施設数は 1 施設あり，ベッド数は 19 床です。

(表 4-37)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 整備数 (床) | 19 | 19 | 19 |
| 計画の見込量 (人/月) | 35 | 35 | 35 |
| 利用実績 (人/月) | 39 | 39 | 38 |
| 達成率 | 111.4% | 111.4% | 108.5% |

※ 平成 29 年度は見込量。

【サービスの見込量】

介護療養型医療施設は，介護保険法改正（平成 29 年 6 月公布）により転換期限が更に延長となり平成 35 年度末までに介護老人保健施設等への転換対応を行うこととされているため，既存の利用者数で推移すると見込みます。

(表 4-38)

| 区分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 2019 年度 | 平成 32 年度 2020 年度 |
|--------------|----------|---------------------|---------------------|
| 整備数 (床) | 19 | 19 | 19 |
| 計画の見込量 (人/月) | 38 | 38 | 38 |

| 区分 | 平成 37 年度 2025 年度 |
|--------------|---------------------|
| 整備数 (床) | 0 |
| 計画の見込量 (人/月) | 0 |

④介護医療院（☆）

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設で、平成30年4月に創設されます。

病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できます。

【サービスの見込量】

介護医療院が創設されるとともに平成29年度末に廃止することとされていた介護療養型医療施設の廃止期限が6年間延長されることとなったことから、医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換は、県実施の調査により7期中の転換は無しで見込みます。

(表 4-39)

| 区 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 2019 年度 | 平成 32 年度 2020 年度 |
|--------------|----------|---------------------|---------------------|
| 整備数 (床) | 0 | 0 | 0 |
| 計画の見込量 (人/月) | 0 | 0 | 0 |

| 区 分 | 平成 37 年度 2025 年度 |
|--------------|---------------------|
| 整備数 (床) | 66 |
| 計画の見込量 (人/月) | 66 |

新たな介護保険施設の創設

<新たな介護保険施設の概要>

| | |
|------|--|
| 名 称 | 介護医療院 *ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。 |
| 機 能 | 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する。(介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。) |
| 開設主体 | 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等 |

☆現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については6年間(2024年3月末まで)延長することとする。

厚生労働省資料より